

意見書（医師記入）

認定こども園かもめ保育園

樋詰 昌浩 施設長 殿

入所児童氏名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日 生

(病名) (該当疾患に✓をお願いします)

疾患名	疾患名
麻しん（はしか）※	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
インフルエンザ※	溶連菌感染症
風しん	マイコプラズマ肺炎
水痘（水ぼうそう）	手足口病
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	伝染性紅斑（りんご病）
結核	ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
咽頭結膜熱（プール熱）※	ヘルパンギーナ
流行性角結膜炎	RSウイルス感染症・ヒトメタニューモウイルス
百日咳	带状疱疹しん
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	その他 ()
急性出血性結膜炎	

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

_____ 年 _____ 月 _____ 日から登園可能と判断します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____

※意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所等は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、裏面の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

裏面の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を入所施設に提出してください。

感染症の登園停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則(平成27年1月改定)を基本に小樽市独自の項目を追加したもの)

《第一種》

感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
エボラ出血熱	発症から治癒するまで
クリミア・コンゴ出血熱	
痘そう	
南米出血熱	
ペスト	
マールブルグ病	
ラッサ熱	
急性灰白髄炎	ジフテリア
重症性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)	
中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)	
特定鳥インフルエンザ(感染症法第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)	

↑

※ 上記に加え、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症、及び同条第9項に規定する新感染症は、第一種の感染症とみなされます。

《第二種》

感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては、3日)を経過するまで(発症日は0日として算定する)
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

感染症法の規定に基づくもの

《第三種》

コレラ	学校医、その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで
細菌性赤痢	
腸管出血性大腸菌感染症	
腸チフス	
パラチフス	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
溶連菌感染症(A群溶血性連鎖球菌咽頭炎)	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態がよければ
ウイルス肝炎(A型肝炎)	肝機能が正常になるまで
手足口病	咽頭・口腔の水疱・潰瘍が改善し発熱がなく全身状態が改善するまで
伝染性紅斑	症状が改善し、全身状態が改善するまで
ヘルパンギーナ	咽頭・口腔の水疱・潰瘍が改善し発熱がなく全身状態が改善するまで
マイコプラズマ肺炎	症状が改善し、全身状態が改善するまで
RSウイルス感染症	医師によって感染のおそれがないと認められるまで
ヒトメタニューモウイルス	医師によって感染のおそれがないと認められるまで
帯状疱疹	皮疹の改善が医師に認められるまで
ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	下痢・嘔吐症状から回復し、全身状態が改善するまで

↓

↑

小樽市独自規定

↓

※伝染性膿痂疹、伝染性軟属腫、アタマジラミは、通常出席停止の必要はない。